

環境会発第 1709272 号
平成 29 年 9 月 27 日

環境省内各部局・機関の長 殿

大臣官房会計課長
(公印省略)

特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の
取扱いについて

申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合については、当該指名停止措置を受けた者（以下「被指名停止会社」という。）を含む特定建設工事共同企業体全体について指名停止措置が講じられ、その結果当該特定建設工事共同企業体の競争参加資格が認められないこととされているところであるが、その場合の取扱いについて、下記のとおり定めたので、これに十分留意の上、入札契約手続きを実施されたい。

記

1. 基本的な手続

- (1) 当該特定建設工事共同企業体の被指名停止会社以外の構成員（以下「残余の構成員」という。）については、開札の時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに特定建設工事共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体としての認定（以下「認定」という。）及び競争参加資格の確認（以下「確認」という。）の申請を行うことができるものとする。
- (2) (1)にかかわらず、残余の構成員が2社である場合においては、当該2社が新たに特定建設工事共同企業体を結成することにより、認定及び確認の申請を行うことができるものとする。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、残余の構成員は、被指名停止会社に代わる構成員を補充せず、単独で確認の申請を行うことができるものとする。
- (4) (1)から(3)までの申請は、構成員の一部が指名停止を受けたこと以外の理由により、認定若しくは確認の申請を行った場合には、これを却

下するものとする。

- (5) (1) 及び (2) の認定及び確認の申請があることをもって入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。
- (6) (1) 及び (2) の認定及び確認の手続は、開札の時までに終了するよう、速やかに行うものとする。

2. 総合評価落札方式を実施する場合の申請期限の特例

- (1) 総合評価落札方式を実施する場合における 1. (1) から (3) までの申請は、次の①及び②に掲げる期限内に受け付けるものとする。
 - ① 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第17条に基づく技術提案の改善を行う場合は、入札説明書等に記載する技術提案の再提出の期限（技術提案の再提出が2回以上行われるときは、当該指名停止の後の直近の技術提案の再提出の期限）
 - ② ①以外の場合は、技術提案の審査に必要な日数に応じて、契約担当官等（環境省所管会計事務取扱規則（平成19年3月30日付け環境省訓令第4号）第4条に規定する契約担当官等をいう。）が定める期限
- (2) (1) の期限は、入札説明書等に明記するものとする。この場合においては、1. (6) の規定にかかわらず、認定及び確認の手続は、開札の時までに終了するものとする。